

様式第一（第2条関係）

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の協議書

平成30年 7月 6日

北海道経済産業局長 牧野 剛 殿

岩内町長 上岡 雄司

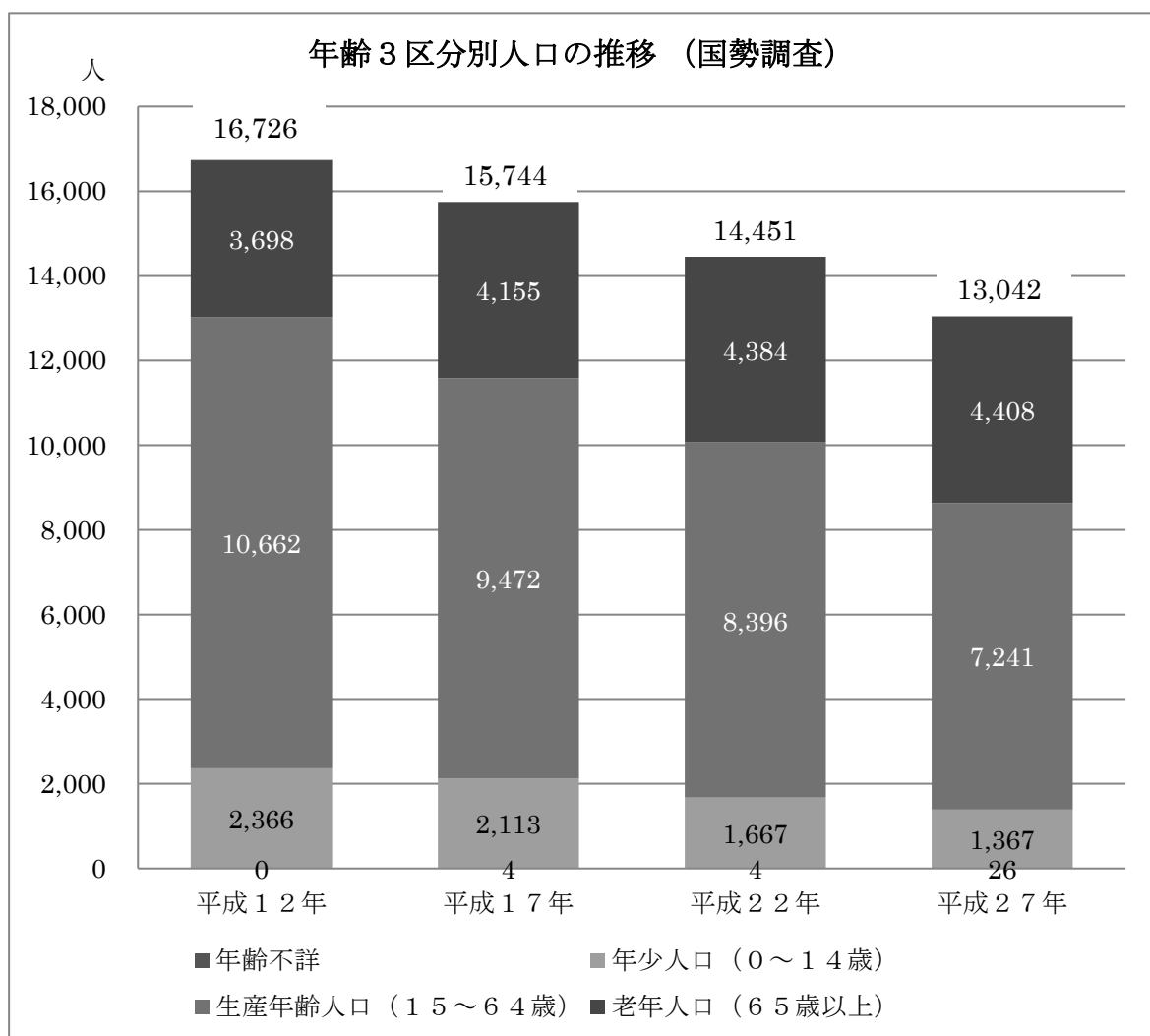
生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

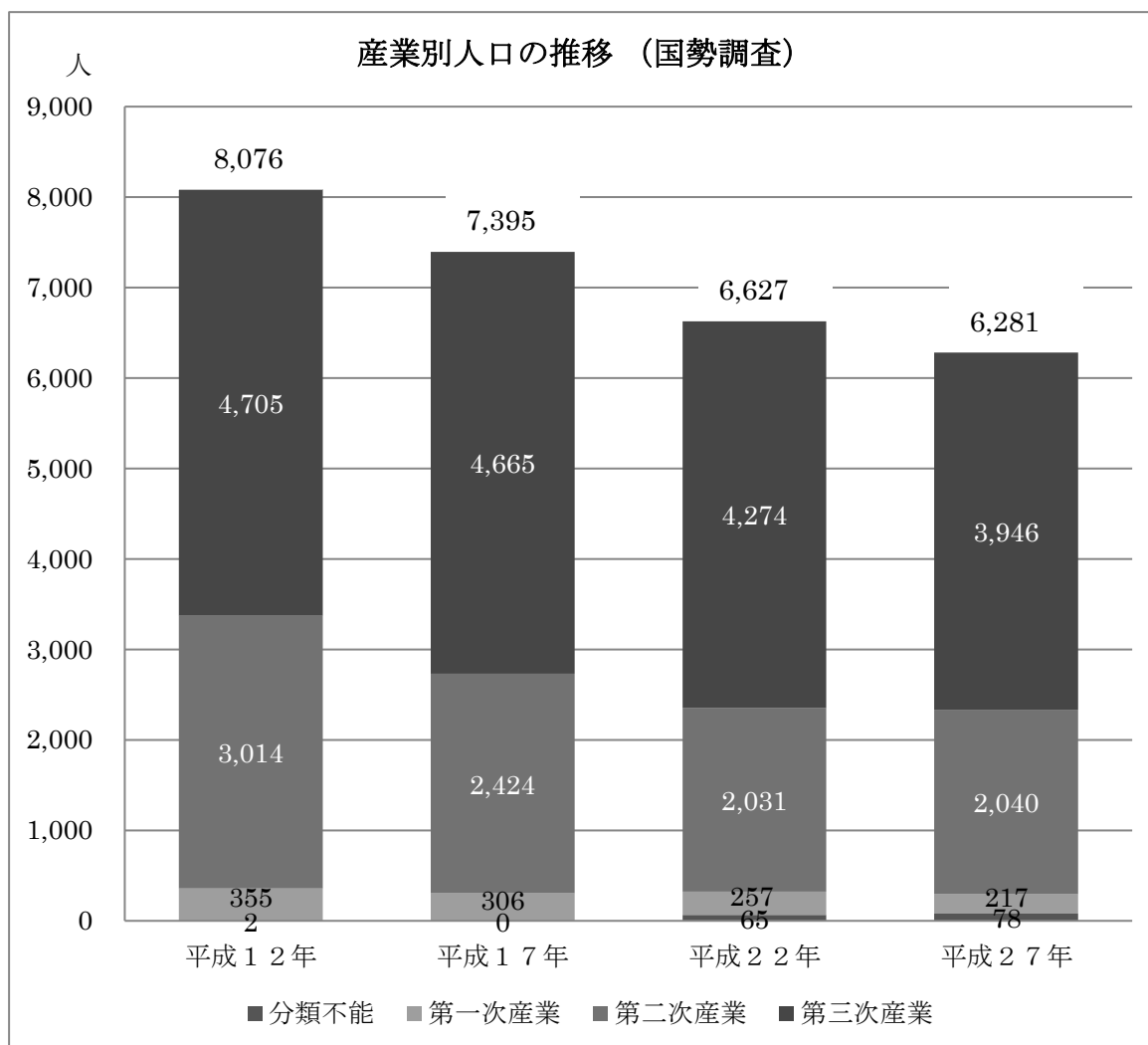
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

岩内町の総人口は、減少傾向で推移している。年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口がともに減少している一方、老年人口が増加しており、少子高齢化の傾向となっている。



産業別人口をみると、就業者数は、減少傾向で推移している。平成27年の産業別人口は、第一次産業217人(3.5%)、第二次産業2,040人(32.5%)、第三次産業3,946人(62.8%)となっており、中分類では、建設業1,342人(21.4%)が最も多く、次に卸売業、小売業864人(13.8%)、製造業696人(11.1%)となっている。



岩内町の中小企業は、町内事業所の9割以上を占めており、地域経済において重要な役割を果たしている。

現在、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

岩内町としては、町内の中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の発展が期待されるため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

岩内町の産業は、建設業・卸売業、小売業・製造業など多岐に渡り、多様な業種が岩内町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

岩内町の産業は、中心市街地、その他地域と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、岩内町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

岩内町の産業は、建設業・卸売業、小売業・製造業など多岐に渡り、多様な業種が岩内町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発・自動化の推進・IT導入による業務効率化・省エネの推進など、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。